

天王寺動物園ボランティアクラブ 1915 募集要項

1. 募集人数

30名

※30名に達した場合、年度内であっても募集を締め切る。

2. 活動内容

「天王寺動物園ボランティアクラブ 1915」は天王寺動物園が主催・共催するイベントにおいて活動を行う。また、以降に開催するイベントに活かすため、ボランティア活動終了後に参加者全員でミーティングを行う。

3. 会員の登録

- ①「天王寺動物園ボランティアクラブ 1915」の会員に登録するには、天王寺動物園ディスプレイプログラムボランティア育成講座を受講し、事務局が認めた者とする。
- ②「天王寺動物園ボランティアクラブ 1915 申込書」に必要事項を記入のうえ、天王寺動物園に提出すること。
- ③登録された会員には会員証を発行する。

4. ボランティア育成講座

「ボランティア育成講座」は年3回（7・11・3月の第2土曜日午後1時から）開催する。

- ①7月開催（応募期間3月1日から6月末日）
- ②11月開催（応募期間7月1日から10月末日）
- ③3月開催（応募期間11月1日から2月末日）

※本人の事情により当該開催日に参加できない場合は、次回開催への参加とする。

5. 会員の失効

会員が次の事項に該当した場合は、事務局の判断により会員資格を失効する。

- ①本人が登録の取り消しを申し出た場合
- ②特別な理由が無く当該期間に一度も活動を行わない場合
- ③来園者への接遇が適切でないことでトラブルを起こし、改善の意思が見られない場合
- ④本クラブ及び動物園の名誉を傷つけ、他の会員に著しく迷惑を及ぼした場合
- ⑤本クラブの活動において、営利を目的とした行為があった場合
- ⑥動物園の活動趣旨に反し、個人的な考えや思想活動を行った場合

6. 個人情報

- ①当園が本クラブの運営に関して取得した会員情報は、本クラブ登録に関する事務、ボランティア活動等のお知らせのため以外に使用しないこと。
- ②取得した個人情報は、事前に会員の承諾なしに、第三者へ提供しないものとする。但し、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる場合、その他法令に従う場合には、会員に断りなく情報開示することができる。

7. ボランティア活動保険

天王寺動物園は、登録した会員について、登録日より「ボランティア活動保険」に加入することとする。ただし、3月にボランティア育成講座を受講した場合は4月からの加入とする。

※ボランティア活動保険料は地方独立行政法人天王寺動物園が負担することとする。

8. ボランティア会員期間

登録日から1年間とする。なお、会員本人と事務局の同意により延長することができる。

9. 交通費

ボランティア活動に対する交通費は支給しない。

10. 報酬

ボランティア活動に対する報酬は支給しない。

11. 附則

この会則は令和5年3月1日より施行する。